

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十一年五月二十二日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 天満屋ハピータウン鴨方店

所在地 浅口市鴨方町六条院中宇小山坡北二一八〇一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町一三〇一六

代表者の氏名 代表取締役社長 土屋 信明

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

株式会社天満屋ストア

(変更前)

住所 岡山市岡町一三〇一六

代表者の氏名 代表取締役社長 高原 弘志

(変更後)

住所 岡山市北区岡町一三〇一六

代表者の氏名 代表取締役社長 土屋 信明

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

ア 小売業を行う者（株式会社サンキューほか三者を削除し、昭和食品株式会社ほか一者を追加するものである。）

(変更前) 株式会社天満屋ストアほか十四者

(変更後) 株式会社天満屋ストアほか十二者

イ 小売業を行う者の代表者の氏名等

(変更前) 届出書別紙一に記載のとおり

(変更後) 届出書別紙二に記載のとおり

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

平成二十一年四月一日ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

平成二十一年四月一日ほか

二 届出年月日

平成二十一年五月十五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十一年五月二十二日から平成二十一年九月二十二日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課